

情報通信審議会情報通信政策部会 ドメイン名政策委員会（第4回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成26年1月7日(火) 16時15分～17時40分

於、総務省第1特別会議室（8階）

第2 出席した構成員（敬称略）

村井 純（主査）、江崎 浩（主査代理）、池田 千鶴、加藤 幹之、上村 圭介、
木下 剛、小塚 荘一郎、沢田 登志子、土井 美和子、新美 育文、森 亮二、
吉川萬里子

第3 出席した説明者（敬称略）

慶應義塾大学大学院政策メディア研究科教授 ジェームス・フォスター

一般社団法人新経済連盟 事務局長 関 聡司

株式会社インターネットイニシアティブ 代表取締役会長 鈴木 幸一

常務取締役 三膳 孝通

第4 出席した関係職員

(1) 総務省

上川 陽子（総務副大臣）、桜井 俊（総務審議官）

（大臣官房）

鈴木 茂樹（官房総括審議官）

（総合通信基盤局）

吉良 裕臣（総合通信基盤局長）、安藤 友裕（電気通信事業部長）、

菊池 昌克（総務課長）、吉田 博史（事業政策課長）

(2) 事務局

河内 達哉（データ通信課長）、山口 修治（データ通信課企画官）、

西室 洋介（データ通信課課長補佐）

第5 議題

(1) 事業者等からのプレゼンテーション

(2) その他

目 次

1	開会	1
2	議題	
	(1) 事業者等からのプレゼンテーション	2
	(2) その他	2 6
3	閉会	2 7

開 会

○村井主査 皆様、明けましておめでとうございます。本日は、お忙しい中、また、かなり寒くなってまいりましたけれども、お集まりいただきましてありがとうございました。定刻になりましたので、ただいまから情報通信審議会情報通信政策部会ドメイン名政策委員会（第4回）の会合を開催させていただきたいと思っております。

本日、本諮問についての考え方、ご意見について、事業者の方々など専門家の方からそれぞれプレゼンテーションをお願いしております。よろしくお願いいたします。

本日、上川総務副大臣に出席いただいておりますので、議事に入る前にご挨拶を頂戴したいと思います。上川副大臣、よろしくお願いいたします。

○上川総務副大臣 改めまして、明けましておめでとうございます。今年早々の委員会の開催ということで、村井主査を中心に、構成員の先生方におかれましても、また、今日はヒアリングということでご参加を賜りまして、本当にありがとうございます。

4回目ということでございますが、過去2回におきましては、ヒアリングを中心に、ドメイン名システムの信頼性、あるいはドメインのサービスと価格との関係、あるいは、より透明性の高いシステムにするにはどうしたら良いのかということにつきまして、論点が挙がってきていると思っております。前回は、政府の役割として「ラストリゾート」というようなキーワードが出てきたところでもございますが、政府の役割につきましてもさらにご議論をいただきながら、よりよいサービスが提供できるように、ぜひともご議論を賜りたいというように思っております。

今日は3回目のヒアリングということでございますので、また新たな視点からのご意見がいただけるものと期待をしております。活発なご議論をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

○村井主査 どうもありがとうございました。

なお、藤川政務官は、政務によりご欠席と伺っております。

それでは、配付資料の確認を事務局のほうからお願いいたします。

○西室データ通信課課長補佐 配付資料の確認をさせていただきます。

本日は、本資料が3つ、参考資料が1つございます。資料4-1から4-3まで、それぞれジェームス・フォスター教授の提出資料、新経連様からの提出資料、I I J（インターネットイニシアティブ）様からの提出資料になっております。

あと、参考4-1、末尾につけさせていただきましたが、前回の議事録になります。一応ご確認はいただいているとは思いますが、引き続き修正等ございましたら事務局までよろしく願いいたします。

以上でございます。

○村井主査　ありがとうございます。

議　題

(1) 事業者等からのプレゼンテーション

○村井主査　それでは、議事に入りたいと思います。本日は、ジェームス・フォスター慶大教授、一般社団法人新経連、株式会社インターネットイニシアティブのそれぞれの方に、本諮問についての考え方、ご意見についてのプレゼンテーションをお願いしてございます。プレゼンテーションは10分程度でお願いしたいと思います。その後、それぞれ質疑応答の時間を設けたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、まずジェームス・フォスター教授からプレゼンテーションをお願いしたいと思います。

○ジェームス・フォスター教授

ご紹介いただきました慶應大学のフォスターです。

今日は、他の2人と少し違って、技術、それから法的な観点からドメインネームに関する話はせず、もう少し広い観点から、インターネットガバナンスの立場から幾つかのポイントを申し上げたいと思います。

その中で、第1スライドを見ていただいたらと思います。インターネットは今年、2014年は分岐点に立っているのではないかと私は見ております。

4点、申し上げたいと思います。その1つは中国です。中国のユーザーは、現在、6億人です。2020年には10億人になるかもしれないです。中国のリーダーシップによるインターネットに対する広範な影響力が、グローバルであるべきインターネットの将来に影を落とすのではないかとということが私の懸念です。インターネットは個人の自由、インターネットはフリーに使えるものといっても、暗い社会的な規制の面もありますので、中国版のインターネットを見ると懸念することが多いです。それが1つです。

2つ目は、技術発展が相変わらず加速化しています。例えば、この二、三年間に入って来た、一般用語になったクラウドコンピューティング、ビッグデータ、インターネット・オブ・シングスは、我々が今、使っているインターネットが完全に変化する可能性を持っています。しかし、その裏でセキュリティー、プライバシー、いろいろな悪いところや懸念するところがありますので、政府をはじめ、みんながそれを注意して見なければなりません。

3つ目は、サイバーセキュリティーです。去年、韓国において非常に大きな攻撃があったことでクローズアップされたのですが、ますますこれが大きな問題になって、国の安全保障上、考えなければならない問題になります。

その裏面に、NSA、アメリカの調査局の盗聴事件があきらかにするように、政府がインターネットに関与することは必ずしもよいことではないのです。それは、個人の自由、個人のプライバシーにも影響する可能性、恐れがあります。

このことが特に2014年に大きな課題になり、この委員会が考慮するドメインネーム登録に大きな影響力があるのではないかと、私は見えています。

そして、つぎのスライドを見たら、インターネットのルール設定がますます必要になるにもかかわらず、ルール作りがなかなか、この10年間の経過を見ると、進展していない。

2006年から毎年開催されているインターネット・ガバナンス・フォーラム、これは国連によって作られたグループですけれども、ディスカッション、議論は活発なのですが、やはり結論が見当たらないです。それに並行して、2010年からサイバー・スペース・カンファレンスがあって、3回も開催されたけれども、はっきりした道筋が出てこなかったのです。それで、ご存知だと思いますが、去年、ちょうどこのごろに、ワールド・カンファレンス・オン・インターナショナル・テレコミュニケーションがあって、深夜まで議論を続けたですけれども、ITUのインターネットにおける役目についてコンセンサスができませんでした。

このような国際的なルールづくりの過程の中で、それに並行して、特に中国、ロシアから全く違う主張、違う立場が出始めているのです。つまり、インターネットはグローバルであるべきではなく、むしろ各国の主導権に基づいて規制すべき、つまりサイバー・サブランティの主張です。サイバー・サブランティの主張とグローバルインターネットの存在をどんなように調和するかということは、2014年と将来にかなり大きな課題になるのではないかと私は思います。

しかし、課題になるといっても、解決策があるのかということが私の心配です。つまり、コンセンサスがなくて、進捗、進歩がかなり難しいです。従来のテレコム、従来の放送と違って、インターネットはグローバルな現象です。そういう意味で、グローバルな形で対応しなければならない。しかし、国別のレベル以外は、幅広い、グローバルにわたる対応の仕方が今まで出てきていないのです。さきに申し上げたように、2対1の差で、WCITでITUにインターネット主導を任せるという投票結果があったのですが、コンセンサスがなかったから、幸いにそれが結論にならなかったのです。

反対したのは、米国、EU、日本、インドです。なぜかということ、ITUにこういう重要な技術を任せたらイノベーションや競争がどうなるかという心配です。非常に皮肉ですが、賛成する国々にはほとんどインターネット技術とか利用が発展していません。アメリカ、インド、EU、日本は、ICT業界の3分の2を占める国は反対した。そういった意味で、インターネットを作っている国と使っている国には、大きなギャップが出はじめているということは事実です。

それから、2014年がなぜ重要になるかということ、4月にブラジルのリオデジャネイロで非常に大きなカンファレンスがあるからです。焦点はNSAの盗聴事件です。それでは、日本はどうか、日本はどの役割を果たせるかということは大変重要な課題だと思います。それについて、もう少し詳しく話させていたいただきたいと思います。

まず、アメリカの見解について簡単に申し上げたいと思います。アメリカの立場を見ると、少し矛盾や、相反することがあるのではないかと考えても差し支えないと思います。1つは、クリントン長官が2010年のスピーチで、インターネットは自由であるべき、アクセス権を確保することはグローバルインターネットのための最大の任務ですと、非常にリベラルなプロユーザーの立場を表明したが、インターネットの重要なインフラであるルートゾーンがまだアメリカが管理し、国際的な機関に任せられない立場を見せている。その理由で、インターネットの定義は二分化する面があります。一方、アメリカ政府は、ICANNにIPアドレスとドメインネームの管理を全面的にゆだねています。しかし、同時に、ルートサーバーの扱いについて、アメリカは最終的に決定権を続けて持っています。そのため、中国はじめサーバー主権を主張する国は強い不信感をもち反発を続けています。アメリカの手が完全にインターネットから手を離せないと健全なインターネットは確保できません。

私は、アメリカ政府の立場を弁論するつもりはないですが、しかし相反する事情がよく

あると思います。完全な自由はないであろう。枠がないと、法律体制がないと、本当の自由は確保できません。アメリカ政府の考えは、の最低限の枠は必要で、規制はありますが、それは、ラストリゾートです。インターネットはできるかぎり、原則として自由であるべきということがアメリカの基本的なスタンスです。そういうスタンスは日本政府も取るべきだと思います。

もう少し言うと、日本は、インターネットガバナンスについての考えですけれども、私の観点から、マルチステークホルダープロセスに引き続きコミットすることは、日本の政治・経済にとって重要だと思います。インターネットは政府主導であるべきではない。インターネットの運営管理における政府の役割を排除すると言うつもりはないが、基本的にICANNの指導のもとで、フリーとオープンということが日本の基本的なスタンスであるべきだと思います。そういう意味で、アメリカと同じように、やはりICANNのインターネットにある中心的な役割を認めるべきだと思います。マルチステークホルダープロセスの重要性を認めるということは、日本のあるべきスタンスだと思います。

インターネットについて重要な結論をする場合は、ただ多数決で、またサイバー主権の考え方に基づいて決定すべきではないと思います。全てのユーザーの立場から考えて決定することが重要だと思います。

私はこれを強調しておきたいと思いますが、基本的に政府の関与は重要ですが、これは最終的な手段であるべきです。つまり、危険が出てきた場合、基本的なインフラを確立するため、政府は動く用意を持たなければならないのですが、通常、インターネットの経営、インターネットの管理は民間に任せるべきです。

最後に、幾つかのプリンシプル、基本原則を申し上げたいと思います。

1つは、何度も何度も強調して申し上げたいですけれども、インターネットの活性化や進歩は民間セクター（企業、市民社会、学者のリーダーシップ）によるものです。

インターネットの可能性を最大に引き出すには、政府のさらなる規制や介入を避けるべきで、引き続き民間が主導すべきです。その原則は非常に重要だと思います。

しかし、だからといって日本政府は、手放し状況で何もしなくてもいい、民間に任せたらいいということはいけません。やはり他の国々と協調して、特に同じ価値観を持つ国と協調して、グローバルなインターネットを支えるために、日本は積極的に議論、また積極的にインターネットルール作り作業に参加しなければならない。

日本は、日本の活動を正当化するために、きちんとした国内政策環境を整えることが重

要です。そのために、ドメインネームの管理について日本がどうするかは、つまり技術や、法的な観点からということは重要です。としかし同時に、将来のインターネットはどのようなのかという観点からも、議論は必要です。

日本は、インターネットの国内政策は世界の見本であるべきです。また、日本はその政策をプラットフォームにして、世界のインターネットリーダーシップを確保するため、同じ価値観を持っている他の国と一緒に、力を合わせなければならないと思います。

その過程で、民間セクターとのパートナーシップは重要だと思います。政府を外して民間に全てやってもらうということではなくて、むしろ歩調を合わせてやるべきだと思います。

ご清聴ありがとうございました。

○村井主査 どうもありがとうございました。

それでは、今のプレゼンテーションに関しまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。どなたからでもどうぞ。では、上村委員。

○上村委員 貴重なお話、ありがとうございます。国際大学の上村と申します。フォスター先生は、わりとインターネットのグローバルなガバナンスのお話を中心になさったと思えます。私は、その点については個人的にも非常に賛同しますし、日本でもそうあるべきだと考えています。ただ、この委員会の取り扱っている c c T L D という分野は、比較的国家関与というか、政府の役割が大きい分野であることも、多分、事実だと思います。例えばアメリカでは、u s T L D の管理は、アメリカ商務省がニュースターという民間事業者を選定して、そのニュースターが行っているわけで、ドメイン名「.us」はアメリカ政府のものというような構図になっていると考えることもできると思えます。そういう意味で、グローバルなインターネットのガバナンスは、フォスター先生がおっしゃるようなプリンシプルに当然基づくべきとは思いますが、c c T L D について、アメリカだとか、他の国において比較政府関与が強いことについて、先生はどのようにお考えになるか教えていただけるでしょうか。

○ジェームス・フォスター教授 ありがとうございます。

私は、アメリカ政府のことを弁論するつもりは全くございません。ただ、様々な国で様々な事情があって、ちょっと異なる対応をするかもしれないです。私が言いたいのは、このような重要な決定をすれば、できるだけ世界的な流れと調和して、できるだけグローバルなインターネットの観点から解決、決定すべきだと思います。よく国内の問題

に縛られて、グローバルな環境を忘れがちです。私が強調しておきたいことは、このような幅広い漠然としている政策の話をした理由は、やはりその点を忘れてしまってはいけません。グローバルなインターネットにとって、最も基本的なものは規模、スケールです。グローバルなインターネットがどうしても重要であるかという、やはり個人が国境を越えて瞬間的につながることができます。そういうような可能性、現実をどうやって保護するかということは、非常に重要なプリンシプル、また重要な課題だと思います。そのような観点から、これから議論を進めていただいたら一番良いと思います。

○村井主査 加藤委員、お願いします。

○加藤委員 ありがとうございます。

フォスター先生、大変ありがとうございました。先生がご指摘の国際的ないろいろな議論に対して、日本がリーダーシップをとっていくというは大変重要なことであり、大賛成であります。先ほどのお話の中で、インターネット・ガバナンス・フォーラムという例が出ていましたけれども、残念ながら欧米に比べると、日本からのこういった国際的なインターネットに関する議論への参加が非常に少ないのではないかと思います。もっとそういうものに参加をして、日本のリーダーシップといいますか、国際的なルール作りに貢献するという方法をぜひこれから考えていただきたいというように思います。

確かに、今のインターネット・ガバナンス・フォーラム（IGF）にしても、大きな国際的な法律をつくったとか、条約をつくったというのは、なかなか難しい面はありますけれども、インターネットの会議というのはそこに参加して、お互いが意見を聞き合っ、何となくコンセンサスを作っていくというものです。例えば、ICANNにしても、IETFというインターネットの技術に関する国際組織にしても、そこで行われる議論の中で自然とコンセンサスがとられて、何となくそういう方向に決まっていくという形で、インターネットというのはこの10年、20年決まってきたわけですね。インターネットに参加する人たちの自治をそういう形で保ってきたし、自由もそうやって保ってきたんだと思うんです。

そこで一番重要なことは、そこに参加するということであって、日本からももっともっと若い人や技術者も含めて、そのような議論に参加すべきだと思いますが、残念ながら、まだそういう場で日本がリーダーシップをとるという機会が少ないように思います。ぜひ、少しこの委員会の目的から脱線するかもしれませんが、インターネットのドメイン名を一つの例として、もっと日本がそういう議論に参加して、先ほどフォスター先生から

ご指摘があった国内の政策を国際的に提言できるような、そういう仕組みを考えていただきたいというように思います。

○村井主査 ありがとうございます。大変重要なお指摘です。

はい、どうぞ。

○江崎主査代理 先ほど加藤委員がおっしゃった、参加する機会をきちんと作るような仕組み作りということの一つここで再確認するというは、とても重要なことだというように思います。それで、ジェームス・フォスター教授の資料の最後のところに、グローバルな手本になるということは、やはり先ほどの国との関係において、政府と民間とがしっかりした関係をきちんと作っていくということを見せていくべきだと思います。それと、もう一つの背景としては、今回のNSAの事件も絡んで、アメリカとの会話というのはやはり非常に重要な時期にあるというふうに理解してよろしいでしょうか。そういうことも含めて、我々がきちんとここに書いてあるような見本をグローバルに対して出すことが非常に重要であるということでしょうか。これは確認です。

○ジェームス・フォスター教授 江崎先生、本当にありがとうございます。

何度もプレゼンの中で申し上げたんですけれども、また加藤委員がお話になったんですけれども、国際フォーラムにおいて、特にインターネットに関して、日本の影が極めて薄いんです。どうしてかよくわからない。技術の面で、またインターネットエコノミーの発展の面で、日本は世界的なリーダーです。また、日本のこれからの経済成長の観点から、インターネットイノベーションの観点から考えると、インターネットはなくてはならないです。それから、インターネットのこれからの発展は、私たちによってつくられたルールの影響が極めて大きいと思いますし、そのため、みんなが納得できるようなルール作りは重要です。先に少しスケールのお話をしたのですが、規模の観点から1億単位や2億単位のマーケットはもはや小さいです。これからインターネットの発展に必要なのは10億単位やそれ以上の数です。

このように考えると、中国のインターネットマーケットは十分に大きいです。中国は中国だけのルールを作れば、あまり中国のインターネット市場発展には害はない。考えてみると、多くのインターネットに関連する外国企業は中国から後退しています。グーグルも後退したし、ツイッターとフェイスブックは中国に存在しないし、アマゾンも中国のインターネット。マーケットシェアは1%です。しかし、アリババというeコマースの会社が、先々月、1日でオンラインコマースの世界最高販売記録をしたのです。つまり、インター

ネットは中国においてすごく伸びています。しかし、これは私たちが賛成できるインターネットではない。中国において、インターネットは個人のためではなく国のためのもので、そういう解釈は、国際版の、グローバル版のインターネットに使命的なチャレンジであるかもしれない。アメリカ政府と企業はこの状況を見て危惧を感じます。そのため、日本との協力は重要で、自由なインターネットを守るための肩がわりのサポートが必要です。

○村井主査 沢田委員、どうぞ。

○沢田委員 時間がなければ後でも。

○村井主査 沢田委員、どうぞ。大丈夫です。

○沢田委員 ありがとうございます。

沢田と申します。素人にも大変わかりやすいお話で、ありがとうございました。本当に素人的な質問になってしまうんですけども、お話の中で何度か、日本はこうあるべきというご提言をいただきました。加藤委員のお話にもありましたが、日本はもっと世界の中にプレゼンスを持つべきだというときの「日本は」というのは、もちろん政府を指しているわけではないと思うのですが、具体的には誰？ということをお尋ねしたかったのです。といいますのは、「誰が」がこうあるべきというのは、この後いろいろ議論すべき話なのかもしれませんが、ファクトとして1点だけ、本当に知らないので教えてください。ITUによるコントロールをもっと強めるということについて投票をしたとき、日本は反対だったということですが、「日本」として投票したのは誰ですか。すみません、これは先生に聞くお話ではないかもしれませんが、どなたでも結構ですので教えてください。

○山口データ通信課企画官 ITUには日本政府として参加しておりまして、そこに参加して、日本としてどう対応するかというところにつきましては、国内で関係者と相談しながら決定をするものでございまして、そういう意味では、お答えとしては、ITUの場では日本政府が結論として反対の意向を表明しております。

○沢田委員 わかりました。投票そのものがITUで行われたという認識が私に抜けていたものですから、すみません、誤解をしておりました。ありがとうございます。

○加藤委員 最初のほうのご質問の「日本が」といった場合に、国際的な議論に参加していくべき人は誰かという点ですが、例えばインターネットの世界ではマルチステークホルダーという言い方をします。マルチステークホルダーというのは、もちろん政府の方も入りますけれども、民間のビジネス界、さらに、シビルソサエティーといいますけれども、市民社会の方々、さらに技術者の方々を一つのグループにすることもあります。いろいろ

なコミュニティーが、それぞれの立場で参加するという意味で、そういうものが集まって日本として何か議論ができればいいし、そのサブセットの日本のあるグループが意見を言えるということも大変重要なことだと思います。

○沢田委員 ありがとうございます。

○村井主査 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしければ、次のプレゼンテーションに移ります。また全体の時間があれば、そこで議論していただきたいと思います。

次は、新経連からのプレゼンテーションをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○（一社）新経済連盟 新経済連盟の事務局長の関と申します。今日は説明のお時間をいただきまして、ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。資料に基づきまして説明をいたします。

まず、本題に入ります前に、新経済連盟について簡単に、3スライド目から5スライド目まで用意しておりますので、目を通して頂ければ幸いです。ここでは詳しく説明しませんが、4スライド目に新経済連盟の活動の目的というのがございます。我々、前身となるeビジネス推進連合会という団体から数えますと、4年間ぐらい活動を続けています。その目的としては、eビジネスの拡大とITのさらなる活用を軸に、様々な新産業の発展、イノベーションの促進を通じて日本の競争力強化を実現するというところで、今回のドメイン名の政策につきましても、この視点から意見を述べさせていただきます。

意見については6スライド目以降になります。ここには基本的な考え方を記載させていただきました。ドメイン名政策についても、IT、インターネットを中核としたイノベーションや成長戦略の実現を図るという視点で考えております。インターネット社会を支える重要な資源として、日本の産業競争力の強化にも密接に関係するということと、今までインターネットというのが民間主導でここまで発展してきた、こういう経緯も十分鑑みて、民間主導の状態の維持促進、あるいは産業振興の観点ということから、バランスのとれた議論が必要だということを基本に押さえたいと思っております。

おめくりいただきまして、7スライド目でございます。諮問の1つ目、信頼性につきましてはこのように考えております。まず、「.jp」の運営事業者でありますJPRSについて、経営方針の継続性について一定のリスクが想定されるのではないかと考えております。具体的には、下に書いてある通り、例えば株主の変化等の理由で経営方針が変わり、サー

ビス低下や、価格の高騰が発生するということが想定されまして、これがリスクであるということは否定できないのではないのでしょうか。

おめくりいただきまして、こういったリスクへの対応という意味で、JPRS社以外へJPNICから再移管ができるような形、それが実効性を持つような形で体制を整えるべきだという問題提起です。現状の問題としては、契約期間に期限が設けられていないので、それによって代わるべき他社というのが出てきづらいということ。それから、仮に再移管をするという事態になったとしても、事業者選定ルールがないということ。こういったことを定めていくことが、リスクへの対応策と考えております。

次のスライドでございます。JPRS社以外も「.jp」の運営ができる体制を確保するというところで、具体的にここで提案したいのは、一定期間ごとに公募をする、それによって「.jp」運営事業者をその都度選定するということです。もちろん、JPRSが継続して公募に参加し、選定の対象になることもあるということが前提です。それに加えて、事業者の事業内容を十分に情報公開するということが体制として必要と考えます。

これによる効果は、JPRS社のみには依存しない体制ができますので、その意味でリスクが低下することと、仮に事業者が変わらないとしても、一定の緊張感が生じることで、信頼性、サービス等が向上、ないし維持が期待できるのではないかと考えております。

次のスライドでございます。10スライド目でございます。ここからはもう一つの諮問内容であります透明性の確保の関係です。透明性については主に2つ問題の認識がありまして、1つは透明性を確保する仕組みがないということで、適切な事業環境が確保されないおそれがあると考えております。ICANNの原則でも求められておりますが、事業運営の外部チェックや、ステークホルダーとの意見交換といったことができるような契機が入ってないというのが、現在の仕組みの問題と考えております。

また、先ほどの公募との関係では、透明性が不十分であると公正な公募ができないということ。特に、実際に選ばれた事業者は、約束したとおりに運営できているかどうかといったチェックのためにも、情報公開が必要と考えております。

11スライド目でございます。透明性をどこまで求めるかというのは委員の皆様にご議論いただきたいと思っておりますが、例えば重要な意思決定にかかわるようなプロセスについて判断する材料の提供、あるいは外部からの意見を取り入れる仕組みといったものが重要かと思ひますし、「.jp」の運営業務等々、活動項目ごとの内容とその費用についての透

明性が必要と考えます。

なお、現行の J P R S と J P N I C の契約において、政府に報告という規定もありますが、これについても、J P N I C と J P R S の協議の上、決定された事項についてのみ報告するとなっております。次のスライドで説明させていただきますように、不十分かと思えます。

12 スライド目でございます。J P N I C と J P R S は、利害関係を共有しているという実態があると考えております。この図にありますように、筆頭株主であるということと、役員を兼務していること。さらには、諮問委員の兼務もしているということで、透明性を改善していくというインセンティブはなかなか生じづらいと考えております。この利害関係の解消も必要と考えております。

13 スライド目でございます。対応策としての提案内容ですが、1つは J P N I C と政府が契約を締結する。これは、あくまで民間主導という原則を維持しつつ、一定のガバナンスを入れていく仕組みということで提案しております。その契約の内容の中に、J P R S と J P N I C の情報の公開を含むべきです。情報公開の内容については前のスライドで説明した内容になります。また、外部意見の尊重ということで、パブリックコメントを求めるとか、あるいは関係団体との定期的な意見交換をすることか、そういった形でマルチステークホルダー原則を実現する内容が含まれるべきだと考えております。

また、先ほどご説明いたしましたように、J P N I C と J P R S 社が利害関係を持たないということも前提とすべきと考えております。

また、「.jp」を普及するというのも非常に重要ですので、普及に積極的な事業者を選定するというのも一つの選定条件にさせていただいたほうが良いかと考えております。

次のスライド、g T L D の方については、まず地名 g T L D は地方自治体それぞれが独自に判断していくべきと考えております。それ以外の g T L D については、I C A N N の方で一定のガバナンスの仕組みを設けておりますので、日本政府が日本独自のルールを制定するというのはむしろマイナスと考えております。

一つ飛びまして、最後に17スライド目でございます。先ほどの契約の内容は、具体的にここに書いてあります。こういった内容を含む契約を政府と J P N I C が締結した上で、J P N I C と運営事業者のガバナンスをきかせる形が望ましいというのが新経済連盟の意見です。

説明は以上です。

○村井主査 ありがとうございます。

それでは、今のプレゼンテーションに関してのご質問、ご意見等をお願いいたします。
はい、どうぞ。

○江崎主査代理 江崎でございます。

信頼性とか、いろいろご指摘いただきましたけれども、私が知る限りで少し補足をさせていただきますと、まず8ページ、いつ再移管が行われるのか、どうするか対応ということに関しては、前回のJPNICのヒアリングの際にも、エスクロー等の手段を用いて、いつでもほかの事業者ができるような施策はきちんととられています。

それから、これに関連すると、私自身もIETFは関係していますけれども、IETFではいろいろな技術的な議論、あるいは標準化が行われていますけれども、そこに一番参加しているのは実はJPRSのエンジニアで、それ以外のドメインネーム関係の方々は、残念ながら技術のところには参加されていない状況にあるというのが現状です。

それから、12ページの透明性のところに関してですけれども、私もJPNICのお手伝いを少ししておりますけれども、ガバナンス的というか、議論の進め方に関して言うと、利害関係があるときには全てJPRSの関係者は除外した議論、意思決定をしております。そのようなガバナンスがJPNICの中では行われているということは、多分、議事録等にも書かれておりますので、もちろん形式的にはこのようになっておりますが、運用上は、利害関係がない形での議論と意思決定が行われているというのが実情でございます。

○(一社)新経済連盟 コメントしてもよろしいでしょうか。

○村井主査 はい、どうぞ。

○(一社)新経済連盟 ありがとうございます。

まず、エスクロー等でいつでも他社が参入可能という仕組みもあるということなのですが、やはり一定期間ごとに業者を代える可能性があるというきっかけがないと、なかなか他の事業者もそれに向けて、代わりの事業者になろうというところまでいかないと思います。それが現状、例えばIETFの会議に技術者等がJPRSからしか参加していないということにもつながっているのではないかと考えております。そのあたりも、ぜひ何らかの改善をした仕組みが必要かと考えております。

利害関係、12スライド目につきましては、形式的なのか、実質的なのか、外部からはわからないのですが、ぜひ実質的に利害関係が生じないような形で運営していただきたい

と思っております。

○村井主査 ありがとうございます。

はい、どうぞ。小塚先生。

○小塚委員 学習院大学の小塚でございます。

今、いただきましたプレゼン、全体として「.jp」運営体制を競争的にするといいますが、そういうことで緊張感を持たせるというご趣旨に伺いましたが、競争的にすることで改善効果が生ずるという、具体的にどういうところに改善の余地があると見ておられるか、それを伺えますでしょうか。これまでの本委員会でのヒアリングでも、事業者の方は利用料金について非常にご不満が多いんですね。それはわかるんですが、例えば利用料金を下げたほうが良いというときにどうやって下げるか。ただ下げるわけにはいきませんので、例えば役員の報酬を削るとか、いろいろな形がありそうですけれども、ご提案の中では、どういうところに改善の余地があって、そこは競争的にすることによってうまくいくというふうに見通しておられるか、伺えますでしょうか。

○（一社）新経済連盟 具体的には、公募に応じてそれを選定するという作業が発生しますが、その選定の際の「選定基準」の中で、そういったことにもきちんと配慮しているかを事業プランも含めてチェックすることにすれば、それが実現できると考えております。

○村井主査 はい、どうぞ。

○木下委員 木下でございます。

1点、質問をさせていただきたいんですけども、13ページの4-4のところですが、透明性を確保するための対応策案、ここにお持ちになられていると思うんですけども、質問は、政府はJPNICと契約を締結し、以下をJPNICに行わせると書かれていますが、契約をここで求めている、そのよりどころといえますか、私は法的な専門家ではないんですけども、もしも透明性確保の観点からであれば、契約という行為まで至らずとも、情報開示を求めるとか、そういったやり方もあるのではないかと個人的には思ったのですが、2点ほど、まずは契約を締結という行為を提案されているよりどころというのは、法的にどういうところを意識されていますかということが1点。2点目は、契約という行為に至らずとも、現状の課題を押さえた上で透明性の確保を改善するような考え方というのはあると思うんですけども、そうではなくて契約をとここでおっしゃられている考え方について、もう少し補足していただけないでしょうか。

○（一社）新経済連盟 ありがとうございます。

まず、政府の関与をどこまで仕組みの中に入れるかということについては、委員の皆様には是非議論をしていただきたいと思います。「.jp」の運営事業者を政府がエンドースをする過程において、契約で透明性などを担保できる仕組みを設けるのも一つの方法なのではないかということで提案をしています。それが全くないと、後々、政府がJPNICまたは運営事業者に対して改善などを求める際に、明確な根拠がないという状態になってしまいます。政府としては何らかの根拠があったほうがいいのではないかということで、今回の提案をしております。

2つ目のご質問、契約なしでの方法というのものもあるのかもしれませんが、他に思いつきませんでしたので、ここでは契約を提案しました。

○村井主査 はい、どうぞ。

○江崎主査代理 先ほどの「.jp」の運用以外というか、JPRS以外の方がやるインセンティブや、そういう機会がないということだったんですけれども、実はルートに関しては隣にいる村井主査が非常に関与していらっしゃるけれども、我々としては、既に運用にはオープンに参加していただけるような枠にしてありますし、gTLDの運用というのは、多分、ccと同様レベルのものが要求されますので、そういう意味でいうと、「.jp」と同じようなことができるチャンスがないというのは、実はそうではない、チャンスが閉ざされている状況ではないということをちょっと補足させていただきます。

それから、透明性のところで、ちょっと誤解を生むようなことだったかもしれませんが、私の認識では、たしかJPRSさんはもう四、五年、ユーザー会というものをお持ちになっていて、そこでいろいろなご意見を、ステークホルダー環境での意見を聞くという機会を既にとっていらっしゃるということは、少し補足させていただきます。

○村井主査 はい、どうぞ。お願いします。

○森委員 ありがとうございます。私は、基本的には良いご提案をしていただいたと思います。

2つ、特に賛成する点について申し上げておきますと、1つは透明性のところでして、12ページ、13ページです。13ページで、JPNICとJPRSの利害関係を持たないということで、株式の保有と役員兼任等を避けてはどうかというご提案です。どうしてもこの方法でということではないかもしれませんが、決議の際に特別利害関係人として排除しているので、大丈夫ではないかというお話が先ほどありました。それはそうかもしれないのですが、透明性の確保ということには、透明なように見える、透明っぽく

見えるということも重要な要素ですので、株式の保有や、役員の兼任というのは、仮に手続によって公正性を担保しているとしても、外側から見たときに、一般の人が見たときに、それはやはり両者が一体的なものなのではないかと思われますので、そういう点からも、このご提案は良いアイデアではないかと思います。

それから、もう1点は、先ほどの13ページの契約を締結しというところなんですけれども、政府がJPNICと契約を締結というのも良いアイデアだと思います。何で契約なんですか、ほかの方法もあるのでは、それは確かにそうですけれども、1つはJPNICに何がしか義務を負っていただくことが良いのではないかと思います。義務ということになりますと、法律でそういう義務を決めるか、あるいは誰かと契約して、その契約上の義務を負うかということしかない、基本的にはその2つしかないと思うのですけれども、できるだけ政府の関与を抑えるということであれば、法律をつくるよりも、契約をするのが良いのではないのでしょうか。契約ではなくて、仮に政府から要請をする、あるいは政府でなくても、誰かがJPNICにお願いをするということだけだと、それはお願い止まりであって、JPNICが義務を負うということにはなりませんので、これはなかなか、良いところを言っておられるのではないかと思います。

この2点が賛成するところなのですが、1つ全体の考え方でお聞きしたいのは、基本的な仕組みとして、JPRSは代わり得るものとなっていて、他方でJPNICは政府と契約することで不動のものというふうに考えられています。私は、実はこの点も賛成なのですけれども、どうしてそのように考えられたのかということをご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○(一社)新経済連盟　ここでは特にはっきり書いてないのですが、JPNICも不変のものという前提で考えているわけではありません。

○森委員　そうですか。

○(一社)新経済連盟　政府から見てJPNICが契約相手に値しない、すなわちエンドースしないということであれば、それは代わり得るという認識で仕組みを提案しています。ただ、JPRS、すなわち運営事業者ほど代わる可能性があるものではないと思っております。

○森委員　わかりました。ありがとうございました。

○村井主査　そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。どうもありがとうございました。

○（一社）新経済連盟　　ありがとうございました。

○村井主査　　それでは、引き続きまして、本日のプレゼンテーション、3つ目ということで、インターネットイニシアティブからのプレゼンテーションをお願いいたします。

○（株）インターネットイニシアティブ　　インターネットイニシアティブの三膳と申します。お時間いただき、ありがとうございました。

我々は、事業者という立場から、92年からISPの業務を始めていまして、その立場から、実際、信頼性や透明性と言われたときに、具体的に何を指しているのかがちょっとわかりづらかったので、そのあたりについて、事業者という観点や、利用者の観点から整理をしてみたということをしていただきたいと思います。

まず、1ページ目は、このようなドメインに関しての議論がこういう場でされるようになったということは、インターネットが非常に普及したということでもあるし、インフラとして随分認知されたことになったと思います。したがって、このタイミングでドメインということに対して真摯に議論されることは、すごく重要なことだと認識しています。世間的にも、世界的にも、いろいろなところで議論がされている中で、このタイミングで議論が起きたということは納得するということか、非常に重大なことだと思っています。

ただ、最初にドメイン名の信頼性、透明性という言葉で言われてしまったのですけれども、これは一体、誰が何の信頼を保証するのか、誰が何の透明性を保証するのか、誰に対してするのかということが非常に曖昧に思えてしょうがありませんでした。例えば「.jp」だとかいっても、それは名前空間の話なのか、管理についての話なのか、DNSについての話なのか、メールやウェブのサービスについての話なのか、いろいろな視点がごっちゃになってしまっていたので、それぞれ分けて考えさせていただけないでしょうかというのがそもそもの趣旨です。

まず1つ、名前空間というのは、例えば我々でしたら「ij.ad.jp」という名前を使える権利を使わせてもらう、こういう話です。DNSというのは、「ij.ad.jp」のサーバーがどこにありますとか、「ij.ad.jp」のメールはここに運んでねという仕組みの話になります。アプリケーションというのは、メールを実際に届ける話、ウェブブラウザでIJのホームページを見るという話、この3つのフェーズで軽く話をさせていただきます。

名前空間の信頼性に関してですけれども、これを保証する人というのは、一般的に言ってレジストリと呼ばれる人たちが何を保証するか。まず、名前が唯一であることを保証してもらいます。例えば、「ij.ad.jp」は我々が使いますということについて、他の人たち

は使えませんよ、あるいは、その名前を我々が契約している間は使えますと。可用性といっても、DNSの可用性ではなくて、その名前を使える権利の可用性。あるいは、利便性というのは、この申請を出したならばすぐ使えるようになりますということだったり、その申請の容易性、あとは平等性みたいな話だったり、名前を他の人と混同しないように、変な名前をつけたら当然だめという話などはあると思います。名前空間の、そのときに行う信頼性というのは、そのような名前が適切な人に使ってもらうように、みんなに平等に機会があることを保証することが信頼性ということになるのではないかと思っています。その信頼性に対しての透明性をどう確保するかという話になるかと思っています。

そのときに、どのような形になっているかというので、他のところのドメインで、例えば「.jp」などを見てみると、93年ぐらいに「.jp」とかいろいろ出てきて、「.junet」からの経緯などをいろいろ見ていると、基本的に2文字の属性ドメインだったところから、様々な汎用.jpだったり、登録の仕組みだったり、jpのネームサーバーの設置場所だったり、サービスに関しては非常に向上してきています。利便性についても上がってきています。少なくともjpにおけるサービス、信頼性に関して、後退した記憶は個人的にはありません。ユーザーのニーズに全部応え切れているかという点、そのようなことはどうやったら保証するかという話があるかもしれませんが、サービスに関しては適切に広がってきているようには感じています。

それから、他の新gTLD、日本でとるものもありますねという話がありますが、信頼性とかを求める理由というのは、これが公共的なものだからという意味を持つようになっているように思うので、では公共的なものだったら信頼性を要求するのかという話になるのかなど。そういう話にしてしまうと、「.tokyo」などの地域ドメインの公共性を誰が、どう求めるのか。では、もともと「.jp」の公共性は誰が求めているのか。あるいは、企業などのブランドに公共性を求められるものなのかとか、その辺がちょっと曖昧ですので、信頼性の基準や信頼性に対してのレベル感も違うと思っています、例えば「.jp」に求めるものと、「.企業名」に求めるものと、同じような信頼性を求めるのかという多様性に対してのキャパシティーの持ち方、あるいは技術進化に対しての変化に対する信頼性の確保する仕組みが、正直難しいと思っています。

例えば「.jp」の話だけにしても、ドメインごとに実はポリシーはあると思います。「co.jp」と「go.jp」と「汎用.jp」でも、当然それぞれ申し込める人たちも違うし、使い方も違うし、ポリシーごとにいろいろ求められる内容も違うと思います。それから、

新しいサービスということで、例えば日本語が使えるようなドメインが出てきます。こういうときに、じゃあ、どうやって信頼性の連続性を確保するのか。今までの連続性と信頼性の確保をどうするのかというあたりがすごく難しい。

このあたりに関して信頼性と一言で言うてしまうけれども、では何をもって信頼性を定義するのかというところがすごく問題だと思っていて、ちょっとそこで悩んでいるところです。

もう一つ、それに関してガバナンスの話があったと思いますけれども、それは最初のフオスター教授のお話にもあったと思いますが、今、世界的に議論が起きているので、そちらの方の議論に積極的に参加していくということに関してはとても賛成です。そちらの方でやっていけばいいのかなど。

次に、ネームサーバーというのがあります。これは先ほど言いましたように、例えば「www. iij. ad. jp」を引きますといったときに、誰が、どこにつないでくださいねというシステムを挙げたものですが、これ、実は誰が信頼性を保証するかというと、このドメインの登録者がやるしかないという認識になります。つまり、「iij. ad. jp」といったら我々ですが、`soumu. go. jp` だったら総務省がその信頼性を保証することにならざるを得ないことになると思います。つまり、そこから誰かの業者に委託したり、他の人に任せたりすることはあるけれども、そもそも持っている人がその正当性、中身の正当性や信頼性、例えばこの業者に頼むから、この信頼性が確保できるとかというポリシーを決めるのはそのドメインの保有者なので、ドメインの保有者がネームサーバーの信頼性や透明性を保証するしかないという仕組みになっています。これは全世界的な分散システムで、どう考えてもそこを事業者がやれる形にはなっていないというのが今の認識です。

そうだとすると、次のページですが、ネームサーバーの信頼性や透明性を誰に対してやるかということ、全部のドメインの登録者に対してお願いするしかない話ですので、事業者に関しない話になると思っています。それから、先ほど品質の話もありましたけれども、例えば「co. jp」や「汎用 jp」などもありましたけれども、例えば企業で持たれているネームサーバーに求められる品質と、個人が挙げている「example. jp」みたいなものがあって、そこで挙げられているネームサーバーに求められる品質が一緒かということ、そんなことはありません。個人のドメインであれば止まってもあまり影響がないかもしれませんが、企業のものだったり、国のものだったりすると、止まると影響が大きい。あるいは、パフォーマンスについても、要求が殺到するようなものだったら、それに対してレ

スポンスできる性能がきちんと要るだろう。求められる質も違うし、セキュリティー、あるいは技術の革新などもすごくあるので、そのあたりでもすごくさまざまな運用レベルとかで変化していると認識しています。それに関しては、新しいテクノロジーも導入されたりしているので、このあたりも一体何をもって信頼性を定義するのか。例えば、DNSSECみたいな技術が出てきたときに、これが必要なのか、必要ないのか。それもポリシーごとに決まるとすれば、それを通して信頼性というものをどこに求めるのかということがすごく難しいと思っています。

最後に、アプリケーション、メールやウェブの話をちょっとだけ言わせていただきますと、これはドメインの信頼性ではなく、アプリケーションの信頼性になるので、ドメインの信頼性の話からは外して考えたほうが良い。つまり、ウェブやメール以外の新しいドメインを使うアプリケーションが出てきたときに、それをドメインの信頼性に反映させてもしょうがないので、アプリケーションの信頼性に投げて、こちらはドメインとは関係ないという形にしたほうが良い気がしています。

とはいえ、今、全部放り投げてしまっていますが、基本的に信頼性や透明性とかが必要だという議論に関しては非常に重要な意味を持っているとは認識しています。ただ、実際、具体的にそれは何なのかということを考え始めると、実はすごく曖昧で、全員がドメインの信頼性と言われて、想定されるような物事がきちんと共有されてない、議論されてない。これは日本だけではなくて、全世界的にされてない状況だと思うので、先ほどからいろいろありましたけれども、ステークホルダーというか、参加者、皆さん全部で、関係者全員による合意の場の形成は絶対必要だし、日本からどんどん世界の議論に参加していくということは重要だと思うので、是非ともこの議論については引き続き行っていただくとともに、その内容についても精査、あるいは共有して、合意形成をしていけることが重要だというように考えています。

発表としては以上になります。

○村井主査　ありがとうございます。それでは、鈴木会長、どうぞ。

○(株)インターネットイニシアティブ　この委員会がこの時期に始まって、なにをやるのだろうか、道々、考えてきたのですが、いま一つ、ピンとこない。役所でなにか委員会がある時は、大方は、なにか問題が起きて、その対応策を考えると、重要な政策として何か提言するといったことで、委員会があるのですが、こうしたテーマで、この委員会を開催するのはなんだろうと。一つ浮かんだのは、JPNICが公益法人になったことで、

国と JPNIC の基本的な関係が変わることで、国のガバナンスが機能しにくくなったことが、きっかけなのかなと思ってきたのですが。ま、いい方向に進むのであれば、悪いことではないけれど、変な方向に行くのであればという危惧もあって、本当に久しぶりに役所の委員会に来ました。

JPNIC と同じような意味で、JPRS についても、議論があるようですが、私は JPRS が民間企業として設立されようとしたときに、なかなか出資者がなく、たくさんの企業に出資をお願いしたこともあり、その経緯を知るものとして、この委員会で議論されている内容を聞くにつけ、甚だ、違和感を持たざるを得ない話もあるのだと、そんなことで、出席をさせて頂きました。

そもそも、インターネットという世界は、昨今の国際的な機密漏えい等々の事件を見ても、極めて国家としての統制やガバナンスが効きにくい、怖いと言えば怖い世界であることは間違いないのですが、統制が効かない、国のガバナンスが効きにくいということが、一方で、インターネットのそもそもの精神であり、だからこそ、大きな発展をしてきた世界であり、従来、例を見ない技術革新であるということは、よくご存知かと思います。敢えて、ドメイン名という問題について、委員会をつくるということは、にもかかわらず、国として、強制力を伴ったガバナンスを昨日として持ちたいのではないかという疑いを持ってきたわけです。

「公的」とか「公益」といった言葉がかぶせられると、必ず国のガバナンスといった問題の提起がされることはよくあるのですが、その延長の発想で、インターネットを括ってしまうと、それは極めて問題であるというのが、私の基本的なスタンスです。その意味で、22年も前に、私どもがインターネットの商用化を目指した時に、長い折衝になってしまったのは、役所としてというか、国としてインターネットという統制の効かない情報通信技術に対して、生理的に危険を感じたというのは、ある意味で、極めて納得できる話だった気がします。エンドツーエンドとか、ベストエフォートとか、ステューピッドネットワークとか、電話という通信基盤からすると、想定もできない発想です。管理や規制という概念そのものを無効にするような通信インフラです。しかも、インターネットというコンピュータサイエンスを技術基盤とするネットワークは、当然のことながらコンピュータとアジャストが容易にできる。結果として、情報通信基盤として、現在に至る発展につながったわけです。ある意味で、国を超えたアナーキーな要素をその基盤から内包しているわけです。同じ公共性といっても、電話に対する規制とか統制の世界とは、異なった世界で、

中国のように国家情報の統制に躍起となってガバナンスを効かせようという国は、極めて限られています。

米国におけるインターネットを基本インフラとして発展してきた IT 事業を見ても、従来であれば、法的に認められない仕組みが多いことは周知のことです。検索エンジンの事業やユーチューブの事業を、始めから合法だという法律家はまずいない。他人のコンテンツを勝手に集めてそれにアクセスさせることで事業をする、そんな仕組みは、法律違反に決まっていたのですが、米国の場合、無数の裁判がその都度、争われ、新しい技術革新に対応する事業として、さまざまな判例が出た結果、事業として認知され、大きな発展を続けています。こうした考え方は、インターネットをめぐるあらゆる局面において世界的には共通の認識で、今回のドメイン問題を考える場合でも、まず、国家のガバナンスありきという発想は、ないとは思いますが、冒頭に申しあげたように、もし、そのような発想があるとすれば、大いに、危惧をせざるを得ないというのが私の見解です。法律家の先生方は、誤解を承知でいえば、法律による強制をかけるのが好きではないかと、つい余計なことを言いたくなってしまいますのですが、JPRS や JPNIC という世界でも稀なほど、高信頼性、高品質の評価を得ている公益法人や民間企業に対して、改めて、なにを言うのだろうかと考えざるを得ない。

そういうものがインターネットだとすると、他と同じような、例えば電話会社がありましたと。あれは非常に細かく規制されて、電話の規制のようなものをインターネットにかけたら最も高い音声通信になるんですね。そういうことと、歴史的にインターネットという世界をよく理解したうえで、なお、「公的」という看板の下に、何らかの強制力を国が持とうということに対しては、できる限り、慎重に対応をしなければいけない。「公的」、「公益」事業だから、経営陣が株を持つのは如何なものかといった議論があるようですが、民間企業に対して、それも変な話ですね。NTT の社長さんや経営陣が NTT の株を持ってないということと、論理的には同じことですから。まず、国が強制力を持つガバナンスを持たないといけないという議論が先行するようであれば、我が国のインターネットの将来については、極めて深刻なことと言わざるを得ないですね。

当面、組上に乗っているのが、JPNIC や JPRS だとすれば、現状の運営上、なにが問題になっているのかが漠然としたまま、中立性とか、公平性という言葉で、敢えて国が強制力を持つガバナンスを持ちたいということが先行することに対しては、逆の意味で危惧を持ちますね。国と JPRS や JPNIC が、相互信頼の下に、より情報の共有をしていくことに

対しては、悪いことではないと思いますが、ガバナンスありきということだけは止めて欲しいというのが、私の意見です。

ただし、インターネットの世界は、従来の法律や制度の枠組みを、そのまま適用しようという発想では、我が国のインターネットの発展を阻害することになりかねないということは、十分に理解をして頂きたい。インターネットの世界は怖い、ということ十分に理解し、そのうえで、なおかつ、従来の枠組みで括ってしまうことが、結果的には、日本だけが、インターネットを閉じた世界にしてしまい、その発展を閉じてしまうことになりかねない。繰り返しになりますが、今後、20年、30年は、IT産業を支えるインターネットという世界が最も重要な基盤となるわけで、将来の芽を摘むような形で、なにがなんでも国のガバナンスを強制するような発想や方向については、違和感を持たざるを得ない。せいぜいが、ドメインを運用する公益法人や民間企業が、納得ができる形での情報共有ができる場を持つことが良いのではないかとおもいますが。

○村井主査　ありがとうございます。

それでは、今のプレゼンテーション、お二方のお話に関しまして、ご意見、ご質問等、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○森委員　すみません、ちょっと脱線して申し訳ないんですけども、法律家のお話がちょっと出てきましたので、そこだけ申し上げたいと思います。法律家は法律を生業にしているわけなんですけれども、法律を作ることが良いと思っているわけではないのです。

○(株)インターネットイニシアティブ　そういう人もいるということで、一般論ではありません。

○森委員　ただ、わりとそういう人もいるというレベルなのかもしれませんけれども、簡単に言いますと、我々が一番最初に学生のときに習うのは憲法であって、それは法律じゃないかと言われるかもしれませんが、これは法律を無効にするためのシステムです、法律が間違っているのではないかということを考えるためのものであって、この文脈では当然そうですし、他の文脈でもそうなんです、法律家は、基本的には法律が良いものだから、法律というのは是非どんどん作るものだから、そのように思っているわけではなくて、むしろそういうことを考えている人は非常に少数ですので、そこはちょっと申し上げておきたいと思います。

○(株)インターネットイニシアティブ　乱暴な言葉ですみませんでした。

○村井主査　そのほか何か。どうぞ、沢田委員。

○沢田委員　ありがとうございます。

今の鈴木会長のお話も含めて、今まで皆さんがおっしゃっていることはそんなに離れているわけではないと実は思いました。国によるガバナンスを今よりも多少強めるための何らかの仕掛けを作るとしても、今、民間企業がこれだけきちんとやっていることに對して、国がもっとうまくできるかといったら、多分、できない。特に技術的に。そこはもうお任せするということは、多分、どなたも反対していない。それを変えろとはどなたも言っていないくて、ただ、今まさにおっしゃったような、関係者による情報共有の場と仕組みですね。それを国がバックアップして作ったほうがいいのではないかと。すみません、これは今、初めて言いましたが、国の役割の一つとして、関係者、マルチステークホルダーがちゃんと議論できる場を設定するというのも考えられるのではないかと、私は個人的に思っております。

その意味で、先ほどの新経連様のプレゼンテーションは私も賛成なんですけれども、その中でJPNICさんの果たしている役割、JPNICさんに期待される今後の役割というのがマルチステークホルダーの原則を具現化したものになっていることが、もしかしたら理想なのかなと思いました。最初にフォスター先生にご質問した件ですけれども、「日本が」というときの主語の受け皿をきちんと作って、それを制度的に確立していくということが、今、求められているのではないかと思った次第です。

○(株)インターネットイニシアティブ　国と民間の事業者なり、公益法人が情報の共有をして、日本として今後どうするかを考えていく場を持つこと自体に反対はしませんし、ある意味では、大切なことだと思います。それは透明性といったことにもつながるわけで、悪いことではない。ただし、それが監視、監督ということにならないことが重要であると。もう一つは、「日本が」という時に、日本の主語の受け皿をつくるのが大切というご意見にも賛成しかねるところがあります。

大変卑近な例を挙げますと、ポルノグラフィーというインターネットにおいては、大きなトラフィックがあるコンテンツについて考えてみると、日本の法律によって、日本では法律によって禁じられているコンテンツについては、殆どのサーバーが海外に置かれています。従って、日本でつくられ、日本人がマネージをする日本人のポルノグラフィーを、日本人が見るためには、日々、海外のサーバーにアクセスをしているという現象があります。トラフィック的には実に無駄なトラフィックを海外に運び続けているわけです。建前上も、日本の法律を変えて、無駄なトラフィックをなくせるようにしろとは、誰も言えな

いし。日本の法律で禁じられようと、欧米で禁じられるほどの問題でなければ、サーバーを海外に置くことで、日本の方や規制を簡単に超えてしまう。「日本が」という概念を法的にも楽々と超えてしまう世界である。その意味で、「日本が」ということは重要ではありませんが、あまりに「日本が」とか、「日本独自の」という枠組みで制度や物を考えていくことには、おのずと限界があると思いますね。ドメイン問題にしても、ブラジルが騒いでいたり、いろいろな課題があるし、アメリカにある ICANN の政策に問題がないかと言えばそうでもない。一方で、ガバナンスという点で言えば、日本の新しい gTLD などは、ICANN との間で、その運用については細かい規制というか、規定があるわけです。その意味でも、ガバナンスがないわけではない。「日本が」と言うときには、インターネットについてのグローバルな意味での見識を国や、事業者が共有する必要があると思います。

○沢田委員 「日本が」というときの、受け皿となる日本国内でのマルチステークホルダーの中に、きちんとグローバルな視点を持てる人が入っていて、その上で……。

○(株)インターネットイニシアティブ はっきり言えば、JPNICもJPRSも世界で一番信頼性のあるところですよ。

○村井主査 はい、どうぞ。

○森委員 まさに今のJPNIC、JPRSの信頼性の話だと思うんですけども、私も信頼性のある団体だと思います。ただ、それは個人的に思っているだけではだめで、やはり皆さんにそう思っただけが必要がある。

○(株)インターネットイニシアティブ 皆さんとおっしゃいましたが、信頼性があると思っていない人はいるのですか。

○森委員 私は、あえて申し上げれば、個人的に信頼のできる団体だと思いますけれども、外から見て信頼できるようにきちんと見えているかという、そんなことないという認識の人が多いのではないかと思えます。私も、その見せ方については不十分だと思います。それは、JPNICとJPRSの一体性であって、それが外から干渉を受けていないように見えるわけです。そんなことはありません、いろいろな手続でそういうふうにならないようになっていますとおっしゃるかもしれませんが、やはり依然としてそう見える。

○(株)インターネットイニシアティブ そうしたら、真っ裸になって会社がなくなっちゃうじゃない。

○森委員 ですので、私がむしろお聞きしたいのは、鈴木会長としては、現状で良いと、

今のガバナンスで良いというふうにお考えかもしれませんが……。

○(株)インターネットイニシアティブ　だから、良いとは言ってなくて、もうちょっと国と新しい形になったら情報共有をして、その情報というのはオープンになれば良いと。それ以上のことまで踏み込むことはないんじゃないのと言っているわけ。

○森委員　なるほど。それであれば私と全く意見は変わりませんので、納得しました。

○村井主査　ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

○小塚委員　簡単に感想ですけれども、名前空間、ネームサーバー、アプリケーションというのは、多分、技術的にはこういう順序でお考えだと思います。それはそうだと私も理解しますが、社会的な意味は、あるいは逆かもしれないというふうにお話を聞きながら思ったわけです。というのは、今日、フォスター先生のお話から始まって、やはりインターネットというのはグローバルで自由な空間ですと。その価値がやはり大事ですよ。それは、やはりアプリケーションによって実現されるわけで、そのアプリケーションを通じて自由な活動ができる、言論の表明もできる。ちょっと危ないものを見る人もいるかもしれませんが。それを実現するために、各ネームサーバーがあり、そのネームサーバーの機能を支える上での名前空間の信頼性。そこで信頼性が出てくるとのことだと思いますので、おそらく社会的な意味としては逆であって、その一番下のところに、最低限の交通整理的な意味から、ある種の規律、あえて規制とは言いませんが、規律が求められているということではないかと感じました。

以上です。

○村井主査　ありがとうございます。

それでは、議論、尽きないのですけれども、時間が参りました。

それでは、どうもありがとうございます。もし追加でのご議論がございましたら、事務局のほうに集約していただければと思いますので、よろしく願いいたします。本日の議事、以上でございます。

(2) その他

○村井主査　事務局からの連絡事項を、お願いいたします。

○西室データ通信課課長補佐　次回の日程ですけれども、まだ未定でございます、調

整して決まり次第、また委員の皆様、及びホームページで公開させていただきたいと思
います。よろしくお願いいたします。

○村井主査 ありがとうございます。

閉 会

○村井主査 それでは、以上にて今日の会議を終了いたします。どうもありがとうござ
いました。